

## ～就学援助制度のお知らせ～

杉戸町教育委員会では、小・中学校の児童生徒が心身ともに健康で安心して教育が受けられるよう、経済的に困難な世帯に、就学に必要な費用の一部を援助しています。

援助を希望される方は、以下の点にご留意のうえ、申請してください。

**\* 昨年度に引き続き援助を希望する方も、申請が必要となります。**

\* 学校徴収金が免除になる制度ではありません。認定になった方も学校徴収金の支払いが必要です。

\* 学校徴収金に未納があるときは、就学援助費を未納分に充当するため学校長口座へ振り込みをする場合があります。

\* 前年の収入の有無に関わらず、収入の申告を必ず済ませてください。未申告の場合は、申請いただいても認定できません。

### 1. 対象となる方

対 象	提 出 書 類
生活保護を受けている方	・就学援助申請書
次のいずれかの該当になる方 ① 生活保護の停止または廃止 ② 個人事業税、固定資産税の減免 ③ 町民税の非課税 ④ 国民年金保険料の減免 ⑤ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予 ⑥ 児童扶養手当の受給 ⑦ 生活福祉資金貸付制度による貸付	・就学援助申請書 ・当てはまるものの証明ができる書類の写し (国民年金保険料免除通知書、児童扶養手当証書等)
世帯の収入が不安定などで、援助が必要と認められる方(令和5年1月1日に杉戸町に住民票がある方)	・就学援助申請書 ・ <b>※その他必要な書類</b>
世帯の収入が不安定などで、援助が必要と認められる方(令和5年1月1日以降に転入した方)	・就学援助申請書 ・転入前の市区町村で発行される住民税決定証明書 (総所得金額、控除額の記載のあるもの) ・ <b>※その他必要な書類</b>



### ※その他必要な書類

#### ①賃貸住宅にお住まいの場合

契約書、領収書の写しをご提出いただければ、家賃の一部を生計維持に必要な金額として算入して審査をいたします。

✓お住まいの住居に係る賃貸借契約を締結していることが必要です。

✓世帯構成員が契約者の場合のみ対象です。

✓書類の提出がない場合は家賃の一部を生計維持に必要な金額として算入できません。

#### ②保護者の親、兄弟等と同居の場合(二世帯住宅等で別世帯になっている場合も含む)

住民票上は別世帯であっても、基本的には同居とみなします。

生計が別である場合は、それを証明する書類として、各世帯の電気・ガス・水道料金の検針票や領収書のコピーなどが必要になります。

## 2. 援助内容

- ・支給上限額がありますので、援助額が実際に要した額より少ない場合があります。
- ・金額は令和5年度のもので、途中認定者・辞退者等については、月割りとなります。

区 分	小学校		中学校		支給区分	
	該当学年	限度額・年額	該当学年	限度額・年額	要保護	準要保護
学用品費	1年～6年	11,630円	1年～3年	22,730円	—	○
通学用品費	2年～6年	2,270円	2年～3年	2,270円	—	○
児童会費／生徒会費	1年～6年	600円	1年～3年	2,200円	—	○
PTA会費	1年～6年	3,450円	1年～3年	4,260円	—	○
校外活動費 (宿泊無)	実施学年 (参加者)	1,600円 (実施後給与)	実施学年 (参加者)	2,310円 (実施後給与)	—	○
新入学児童生徒 学用品費	1年	54,060円※ (4月認定者のみ)	1年	60,000円※ (4月認定者のみ)	—	○
新入学児童生徒 学用品費	6年	63,000円 (杉戸町立中学校への進 学予定者のみ)	※新入学児童生徒学用品費について 入学前支給を受けた方は、4月から 認定されても支給されません。		—	○
校外活動費 (宿泊有)	実施学年 (参加者)	3,690円	実施学年 (参加者)	6,210円	—	○
修学旅行費	6年 (参加者)	22,690円	3年 (参加者)	60,910円	○	○
学校給食費	1年～6年	実食分	1年～3年	実食分	—	○
医療費	1年～6年	要保護認定者のみ	1年～3年	要保護認定者のみ	○	—
オンライン学習 通信費	1年～6年	14,000円	1年～3年	14,000円	—	○

要保護：生活保護を受給している児童生徒がいる世帯

準要保護：要保護以外の就学援助認定要件を満たす児童生徒がいる世帯

### ◎生活保護の教育扶助費を受けている方へ

修学旅行費と医療費のみが支給対象になります。

医療費は、学校の健康診断でむし歯等の治療の指示を受けた場合に対象となります。7月中旬頃、該当者へ医療券を郵送します。

## 3. 申請手続き

### (1) 申請期間

令和6年4月1日 受付開始 (最終受付 令和7年1月31日)

**4月分からの援助を希望する方は、必ず令和6年4月30日(火)までに申請書を提出してください。**

令和6年5月1日以降に申請された場合は申請した月の翌月からの支給となります。また、一部減額や支給出来ない費目があります。

※小学校の林間学校と中学校の修学旅行の実施前支給を希望される方は、申請受付の締切りが早い為、希望する方は対象学年に配付の実施前支給のお知らせをごらんください。

### (2) 申請場所

杉戸町教育委員会学校教育課(杉戸町役場第一庁舎2階)又は現在通っている学校(小・中学校両方に在籍している場合は、どちらかの学校)

**※実施前支給を希望する方は杉戸町教育委員会学校教育課へ直接申請をしてください。**

#### 4. 認定方法及び結果

提出された書類を基に審査し、結果は認定・不認定に関わらず申請者全員に申請月の約1ヶ月後に郵送で通知します。ただし、4月～6月に申請された方については7月中旬頃郵送します。

#### 5. 支給方法

年4回、保護者の指定口座に振り込みます。

第1期（4～6月分）	7月末ごろ
第2期（7～9月分）	10月末ごろ
第3期（10～12月分）	翌1月末ごろ
第4期（翌1～3月分）	翌3月末ごろ

※学校給食費及び医療費は、教育委員会から関係機関へ直接支払います。既に保護者が支払った学校給食費は、認定後、給食センターより保護者指定口座へ振り込みます。

#### 6. その他

- ・転居又は町外へ転出する場合は、速やかに教育委員会へご連絡ください。学年の途中で町外の学校に転校した場合は、その後の支給はありません。転出先市町村で改めて就学援助の申請をしてください。
- ・年度の途中で世帯構成等に変更があった場合は、必ず教育委員会で再申請または辞退の手続きをしてください。
- ・申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消し、支給済の援助費を返還していただくことがあります。
- ・認定（審査）には、家族構成や収入等詳細な情報が必要になるため、認定の可否について申請前にお問い合わせいただいても、お答えいたしかねますのでご了承ください。

#### 《就学援助認定モデルケース》

世帯構成の例	準要保護認定世帯の世帯所得限度額
母（29）、子（7）	約 180万円
父（35）、母（35）、子（11）	約 230万円
父（37）、母（35）、子（10・8）	約 290万円
祖母（72）、父（43）、母（41）、子（14・11）	約 350万円

※世帯所得限度額はあくまで目安であり、家族の年齢構成等によって異なります

問合せ

学校教育課 学務担当

電話（33）1111 内線390